

# 青森県報

号外第二十号

平成二十五年  
三月二十二日  
(金曜日)

## 目 次

内水面漁場管理委員会

第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準……………

（海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 ……）

コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示（ 同 ） ……

## 内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第四号

第五種共同漁業権に係る平成二十五年増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

平成二十五年三月二十二日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

免許番号	湖沼川	魚種	増殖計画量の基準
内共第一号	笹内川	アユ	種苗放流 一万尾（六〇キログラム）以上
		ヤマメ	種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上
		イワナ	産卵床造成一箇所以上
内共第二号	吾妻川	アユ	種苗放流 二千尾（二二キログラム）以上
		ヤマメ	種苗放流 二千尾（四キログラム）以上
		イワナ	産卵床造成二箇所以上

内共第三号	内共第四号	内共第五号	内共第六号	内共第七号	内共第八号	内共第十号	内共第十二号
川 追良瀬	大童子川	赤石川	中村川	平滝沼	廻堰大溜池	前潟・セハト沼・明神沼	十三湖
アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ カジカ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	コイ フナ	コイ フナ	フナ ワカサギ	フナ ウグイ エビ
種苗放流 五万尾（三〇〇キログラム）以上 種苗放流 五万尾（一〇〇キログラム）以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上	種苗放流 二千尾（二二キログラム）以上 種苗放流 二千尾（四キログラム）以上 種苗放流 一千尾（二キログラム）以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 三万尾（一八〇キログラム）以上 種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 一万尾（六〇キログラム）以上 種苗放流 二千尾（四キログラム）以上 種苗放流 二千尾（四キログラム）以上 種苗放流 二千尾（四キログラム）以上 種苗放流 二千尾（四キログラム）以上 産卵床造成一箇所以上	種苗放流 二万尾（四〇キログラム）以上 種苗放流 四千尾（八キログラム）以上	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上 種苗放流 七千尾（一四キログラム）以上	種苗放流 二万五千尾（五〇キログラム）以上 ふ化放流 五百五十万粒以上	種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上





九号	内共第四十 新井田川	アユ ヤマメ	種苗放流 二万尾(二二〇キログラム)以上 三万尾(六〇キログラム)以上
八号	内共第四十 馬淵川	アユ ヤマメ コイ イワナ ウナギ ウグイ	種苗放流 七万二千尾(四三二キログラム)以上 種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 八万尾(一六〇キログラム)以上 種苗放流 一万六千尾(三三二キログラム)以上 種苗放流 八百尾(一六キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上
七号	内共第四十 葛沼	ヒメマス ス	種苗放流 六千尾(一二キログラム)以上
六号	内共第四十 奥入瀬川	アユ ヤマメ コイ イワナ ニジマス ウナギ ウグイ サクラマ	種苗放流 七万尾(四二〇キログラム)以上 種苗放流 二十万尾(四〇〇キログラム)以上 種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 一千尾(二キログラム)以上 種苗放流 五百尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成二十五箇所以上
五号	内共第四十 七戸川	ヤマメ コイ イワナ	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上
		フナ ウグイ ワカサギ エビ	産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 増殖床造成三箇所以上

ヤマメ	産卵床造成二箇所以上
コイ	種苗放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上
フナ	産卵床造成二箇所以上
イワナ	産卵床造成三箇所以上
ウグイ	産卵床造成五箇所以上

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十四條第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ(マコイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の取扱いについて、次のとおり指示する。

平成二十五年三月二十二日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

一 指示の内容

1 コイの持ち出しの禁止

県内の公共水面及びこれと連接一体を成す水面(以下「公共水面等」という。)において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「指定水域」という。)においては、青森県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。  
なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

2 放流等の制限

公共水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

二 指示期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭